

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび2025年(令和7年)7月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0731第2号」により、下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2025年(令和7年)8月1日から適用

● 新規保険収載

検査項目	保険点数
エムボックスウイルス核酸検出	700点

● 新規保険収載

検査項目	エムボックスウイルス核酸検出
診療報酬 点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「19」
保険点数/判断料	700点 / 微生物学的検査判断料(150点)
留意事項	(40) エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。

※受託未定